

上越市議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市議会基本条例(平成22年上越市条例第56号)第9条第2項の規定に基づき、議会報告会(以下「報告会」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の時期)

第2条 報告会の開催の時期は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項に規定する予算の審議終了後おおむね2月を経過する日までの時期
- (2) 地方自治法第233条第1項に規定する決算の審議終了後おおむね2月を経過する日までの時期
- (3) その他議長が必要と認める時期

(開催の日時及び会場)

第3条 報告会の開催の日時及び会場は、議長が上越市議会会議規則(昭和46年上越市議会規則第1号)第163条の規定により設ける各派代表者会議(以下「各派代表者会議」という。)に諮って決定する。

2 前項の規定により報告会の開催の日時及び会場を決定するときは、過去に開催された報告会及び上越市議会広報広聴委員会に関する規程(平成22年上越市議会規程第4号)第2条第1号に規定する市民との意見交換会の開催の日時及び会場との権衡を考慮し、決定するものとする。

(報告の内容)

第4条 報告会において報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他の議案の審議及び審査に関すること。
- (2) 議会の活動に関すること。
- (3) その他議長が必要と認める事項

(次第)

第5条 報告会の次第は、議長が各派代表者会議に諮って決定する。

(出席議員)

第6条 報告会に出席する議員(以下「出席議員」という。)は、議長が各派代表者会議に諮って決定する。

(任務分担)

第7条 出席議員の分担する任務は、おおむね次のとおりとし、議長が各派代表者会議に諮って決定する。

- (1) 司会
- (2) 報告
- (3) 記録その他の報告会の運営等に必要と認められる任務

(記録及び公表)

第8条 報告会において記録の任務を分担する出席議員は、報告会の要点を記録し、報告会の終了後、速やかに議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた報告会の記録を市議会のホームページに掲載するとともにじょうえつ市議会だよりにおいて公表するものとする。

(執行機関に対する要望等の報告)

第9条 議長は、報告会において市長その他の執行機関が処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめ、速やかに当該執行機関の長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が各派代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 13 日から実施する。

流山市議会議会報告会実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号）第10条第2項の規定に基づき、議会報告会（以下「報告会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（開催時期等）

第2条 報告会は、同一年度内に1回以上開催する。

2 報告会は、班体制で行うものとする。

（報告会の内容）

第3条 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定例会及び臨時会の概要報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) その他議長が必要と認める事項

（班の構成）

第4条 報告会における班の構成は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の所属委員会、所属会派、期別等を基準として、議会広報広聴特別委員会（以下「広報委員会」という。）が定める。

（編成等）

第5条 班は、7人以内の議員で構成し、4班編成とする。

- 2 班に代表者1人を置く。
- 3 代表者は、それぞれの班において互選する。
- 4 班における議員の役割は、班の構成議員が協議して代表者が決定する。

（開催内容等）

第6条 報告会の日程、次第、会場及び報告事項については、広報委員会で協議して決定する。

- 2 広報委員会の委員長は、前項の規定により決定した内容を議長に報告するとともに、議長の了承を得て、それぞれの班の代表者に伝達するものとする。

（資料）

第7条 報告会での配布資料は、必要に応じて班において準備するものとする。

（記録）

第8条 報告会の記録は、班の構成議員が行うものとする。

- 2 報告会の記録内容は、要点記録とすることができる。

（報告書）

第9条 各班の代表者は、議会報告会終了後において速やかに、広報委員会の委員長に報告書を提出するものとする。

- 2 広報委員会の委員長は、各班から前項の報告書が提出されたときは、速やかに議長に対してその旨を報告するものとする。
- 3 第1項の規定により提出のあった報告書の概要は、流山市議会ホームページに掲載するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

所沢市議会議会報告会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、所沢市議会基本条例(平成21年所沢市条例第1号)第7条の規定に基づき実施する議会報告会(以下「報告会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(時期等)

第2条 報告会は班単位とし、3月定例会後に一回、その他の定例会のいずれかの後に一回開催する。

2 報告会は、一時期2か所で開催する。

(報告内容)

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議決の概要
- (2) その他重要と思われる事項

(報告会の役割)

第4条 報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。なお、質疑応答は全員で行うものとする。

(編成・構成)

第5条 班は、8人又は9人で構成し、4班編成とする。

- 2 班構成は、会派代表者会議において協議し決定する。
- 3 各班構成員により、それぞれ代表者を互選によって決定する。

(会場等)

第6条 各班が担当する日程及び会場については、班代表者が協議し決定する。

(記録)

第7条 報告者は記録を要点を整理して作成する。

(報告会)

第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ 班の代表者
- (2) 議会報告 班の報告者
- (3) 質疑応答 司会進行
- (4) 閉会あいさつ 班の代表者

(資料)

第9条 報告会での配布資料は時期を同じくして開催する際は共通資料とし、必要がある場合には各班において適宜準備する。

(成果・効果等)

第10条 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、代表者が議長に文書による報告書を提出するものとする。

- 2 前項の報告書は市議会ホームページに掲載するものとする。
- 3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。